

財産の無償譲渡について

伊丹市立サンシティホール内に設置されているパイプオルガンを楽器として有効に活用するため、別記のとおり財産を無償譲渡する。よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

記

1 財産の表示

物 品 パイプオルガン

所 在 伊丹市中野西1丁目148番地の1

(伊丹市立サンシティホール内)

2 譲渡の相手方

住 所 ベトナム社会主義共和国ハノイ市ホアンキエム区ハ

ンチョン地区ニャーチュン通り40番

名 称 ハノイ カテドラル 聖ヨセフ大聖堂

代表者 教区司祭 グエン ヴァン タン

3 譲渡の条件

譲受人において、パイプオルガンを楽器として有効に活用するとともに、譲渡に関し必要な一切の費用を負担するものとする。

(参 考)

譲渡期日 令和4年6月1日